

## 公益財団法人札幌市公園緑化協会 嘱託職員募集要項（令和元年 12 月採用）

### 1 当協会の業務内容

札幌市の公園・施設、国営公園等の管理のほか、札幌市都市緑化基金を活用した民有地緑化と緑化普及啓発事業等を実施しています。

### 2 募集内容

#### (1) 職種・募集人数

常勤嘱託職員 3 名

#### (2) 勤務予定地（応募の際に希望・選択可能）

ア 川下公園（札幌市白石区川下 2651 番地 3 他）

イ 豊平公園（札幌市豊平区豊平 5 条 13 丁目）

ウ 百合が原公園（札幌市北区百合が原公園 210 番地）

#### (3) 業務内容

職員の補佐としての公園・施設等の管理運営業務（利用者対応、施設・公園の維持管理、事業の企画・実施、市民協働対応、事務処理など）

その他、 の重点業務として、植物管理全般

### 3 資格・要件等

#### (1) 必須要件

普通自動車運転免許（ 豊平公園は A T 限定不可）

パソコン操作（エクセル、ワード等）

#### (2) 選考における優遇要件

公園及び緑地の管理経験を有する方

植物管理の経験を有する方

造園・園芸・農業関係の学校を卒業された方（公園計画・デザイン、緑化に係るまちづくり、緑地管理などの講義・授業を履修し、修了された方）

公園の管理・運営に関係する資格を有する方

### 4 雇用期間

令和元年 12 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（勤務成績が良好のときは更新あり）

### 5 応募方法

令和元年 10 月 8 日(火)までに次の提出書類を郵送または持参してください。

（持参の場合は平日の午前 9 時～午後 5 時の間、郵送の場合は同日必着）

### 6 提出書類

#### (1) 履歴書

・希望する勤務地（川下公園、豊平公園、百合が原公園）があれば記載してください  
（複数記載可）

・3 (2) の優遇要件を有する場合は、職歴に詳細を記載してください(経歴書等として別添可)

#### (2) 論文（原稿用紙に手書きで 800 字程度）

テーマ 「私が公園に勤務したら取り組んでみたいこと

#### (3) 一次選考の合否通知用の長 3 封筒 1 通

合否結果を郵送しますので、84 円分の切手を封筒に貼り、確実に郵送されるよう、受験者の郵送先（郵便番号、住所、氏名）を正確に記入してください。

上記の提出書類を全て同封し、差出人の郵便番号、住所、氏名を記入して提出してください。  
なお、提出書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 7 選考

### (1) 一次選考（書類審査）

応募されたすべての方を対象に実施します。  
一次選考の結果は令和元年 10 月 10 日(木)に発送します。

### (2) 二次選考（筆記・面接試験）

一次選考合格者を対象として令和元年 10 月 21 日(月)に実施します。  
合否の結果は令和元年 10 月 28 日(月)に発送します。

#### <問合せ・送付先>

〒060-0031 札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 6 番地 16 ニューワンビル 4 階  
公益財団法人札幌市公園緑化協会 総務課（嘱託職員採用試験担当）  
電話 011-211-2579（平日の午前 9 時～午後 5 時）

## 8 待遇等

### (1) 給与等

月額：152,100 円（令和元年度実績） 昇給制度あり  
通勤手当：当協会の規定による（上限 55,000 円） 時間外勤務手当・休日勤務手当  
賞与：（雇用初年度、平成 30 年度実績）6 月に 0.5 月分・12 月に 2.25 月分  
（雇用 2 年目、平成 30 年度実績）6 月に 1.45 月分・12 月に 2.25 月分

### (2) 勤務時間

7 時間 45 分 / 日（別途休憩時間 45 分）  
始業 8：45 終業 17：45 川下公園については遅出 13：00～21：30 あり

### (3) 休日

4 週間に 8 日の割合で定めます（土日出勤あり）。  
その他、国民の祝日・休日及び年未年始

### (4) 有給休暇

年次有給休暇：採用時に 3 日付与（時間単位で取得可）  
更新時(令和 2 年 4 月 1 日)に 11 日付与  
特別休暇：結婚休暇、忌引休暇

### (5) 社会保険

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

## 9 その他

- ・提出書類等の記載内容について正しくないことが判明した場合は、採用を取り消す場合があります。
- ・提出書類に記載された個人情報とは、採用選考及び本人への連絡、採用の手続きの目的に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。